

## 『平成 29 年度 オープンデータ基礎研修 シナリオ』

皆様、定刻となりました。

研修を始める前に、本日の資料を確認したいと思います。資料は全部で、2点あります。

1点目は、「平成 29 年度オープンデータ基礎研修 テキスト」、です。

今日の研修のテキストです。今日の研修は、このテキストに添って行います。

2点目は、「平成 29 年度オープンデータ基礎研修 補足資料」、です。

本市や他の自治体の公開状況などについて、文字では伝わりにくい部分を、画像などで補足して紹介します。

資料は、以上2点です。資料が無い方は、申し出てください。

資料が無い方は、いらっしゃいませんか？

おられないようなので、研修を開始します。

ただいまより、「平成 29 年度オープンデータ基礎研修」を始めます。

この研修は、本市の第2次総合計画におけるオープンデータの公開を進めるにあたり、職員のオープンデータに関する知識や理解を深めて、円滑なデータ収集を行うことを目的として実施します。

本日の研修は、わたくし、管財情報課情報システム係の▲▲が務めさせていただきます。なにぶん不慣れなもので、至らない点などがあるかもしれませんが、予めご了承くださいませようよろしくお願いいたします。また、できるだけ短時間で済むよう努めますので、研修のスムーズな進行にご協力くださいますよう、あわせてお願いします。

それでは、ここからは、座って説明させていただきます。(座る)

「オープンデータ」というものについては、まだまだ知らない方も、たくさんいらっしゃるかと思いますが、今日の研修は、そういう方々を対象としています。まずは、「オープンデータ」というものがあるということを知っていただき、そのうえで、公開するためのデータの提供について、ご協力をお願いしていきたいと思っています。

ちなみに、今日、研修を受けに来られた方の中で、「オープンデータ」という言葉を、聞いたことがあるという方はいらっしゃいますか？(挙手を求める。たぶん誰も手をあげない。)

ありがとうございます。では、逆に、「オープンデータ」という言葉を、全く知らない・初めて聞いたという方は、どうですか？（数人は挙手すると思う。）

ありがとうございます。今日の研修は、全く知らない・初めて聞いたという方のために行う研修ですから、ご安心ください。知っている方にとっては、すこし簡単かもしれません。

最初に、オープンデータの概要について、少し説明します。

インターネットが普及していくなかで、国や地方公共団体が業務で作成したデータを様々な場面で活用できるようにしようということで、「官民データ活用推進基本法」という法律が作られました。これに伴い国や各地方自治体は、保有する情報の公開を始めています。本市もこの法律に則り、第2次総合計画において、日頃の業務などで作成したデータをオープンデータとして公開することを進めていくことになりました。

今日の研修では、この「オープンデータ」という言葉の定義から、具体的な公開例までについてを説明していきたいと思います。

では、さっそくですが、テキストを見ていきたいと思います。

表紙を開いて、1ページ目をご覧ください。

**Q** オープンデータって何？です。

オープンデータとは「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」であり「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」と定義されています。と書かれています。

これだけ聞いても、どういう意味かよくわからないと思いますので、下に簡単にまとめました。要約すると、次の2点です。

オープンデータとは、①「コンピュータのデータ」で、②「商用も含め、二次利用(複製や改変など)を許可」したものです。

①の「コンピュータのデータ」とは、いわゆるパソコンのデータファイル全般のことです。業務で目にするワード、エクセル、PDFなどのデータや情報処理に適した形式とされるCSV、RDFなど、様々な種類があります。そして、これら文字や数字のデータだけでなく、画像や動画・音声などもデータなども含めた、全てのデータのことです。

つまり、パソコンで扱うことができる全てデータファイルのことになりますから、オープンデータを考える際には、今あげたファイル形式の名称を覚えていただく必要はありません。コンピュータで読み取れるデータであれば、なんでも大丈夫ということになります。

次に、②に「商用も含め、二次利用(複製や改変など)を許可」とあります。後の説明にも出てきますが、オープンデータの使い方は、原則、利用する人の自由です。つまり、データの使い方は、利用者が考えます。公開されているデータをそのまま使ってもらってもいいですし、利用者が使いやすいように加工することもできます。さらに、オープンデータを使って作った物を、自己責任ではありますが、売ったりすることもできます。

つまり、この2点(①コンピュータのデータ・②商用も含め、二次利用(複製や改変など)を許可)の条件を満たした状態で公開されていれば、そのデータは、「オープンデータ」であると言えます。

「オープンデータ」とは、商用も含め、二次利用(複製や改変など)を許可した状態で公開されるコンピュータのデータということで、さらに簡単に言い直すと「フリー素材」のデータです。「オープンデータ」とは、官公庁が公開する「フリー素材」のようなものである。そう考えるとずいぶんとわかりやすくなったのではないのでしょうか？

これで、1ページ目の説明を終わります。

ここまでで、なにかわからないことがある方はいらっしゃいませんか？(質問受け)

いないようなので、次に進みます。

2ページ目をご覧ください。

**Q** オープンデータにすべきでない情報の例は？です。

当然ですが、私たちが仕事で取り扱うデータの中には、公開すべきでない情報がたくさんあります。「個人情報」や「公開することで明らかに第三者が不利益を被る情報」はオープンデータにすべきではありません。また、情報公開制度における「不開示情報」に定められているものはオープンデータ化できません。

オープンデータといっても、すべての情報を公開していいわけではないのです。

いまのところ、オープンデータには、必ず公開しなければならない種類の情報があるというような決まりはありません。つまり、公開することで、他人の迷惑やトラブルの元になる可能性があるデータは、無理をしてまで公開する必要はないのです。

逆に、それ以外のデータ(①個人情報、②第三者が不利益を被る情報、③不開示情報のどれにも当てはまらないデータ)であれば、問題なく公開できると考えられます。

オープンデータを公開していくためには、データの内容をよく確認して、公開できるデータと公開できないデータとを区別することが重要になってきます。

これで、2ページ目の説明を終わります。

ここまでで、なにかわからないことがある方はいらっしゃいませんか？（質問受け）  
いないようなので、次に進みます。

3 ページ目をご覧ください。

**Q 公開したデータはどのように使われるのか？**です。

公開したデータがどう使われるのかは、どうしても気になってしまうと思います。

例としては、データを加工してグラフを作った！とか、住所地を地図上に表示するアプリケーションが作られた！といったことがよく言われています。

しかし、オープンデータの使い方は、利用者の自由です。グラフやアプリを作るだけでなく、画像（画像でないファイルでも加工すれば可）を、パソコンのデスクトップの壁紙にしたり、印刷すれば本を作ったり、Tシャツなどにプリントすることもできます。

また、このテキストも福島県会津若松市がオープンデータとして公開している職員用 Q&A を加工して作成しました。

また、今後の技術革新や時代の変化とともに、今では想像もできない新しい発想やサービスが生まれ、公開から数年後になって活用されるという可能性も考えられます。

逆に、必ずしも、データを加工して何かをするという必要もありません。そのまま使えるなら、そのまま使用してもいいし、参考にちょっと見てみたというだけでもいいのです。

データの活用方法やその可能性は、公開されている情報を見て、利用者が考えてくれます。

多くのデータが公開されていれば、その利用者も利用方法も様々です。アプリやグラフの作成などといった一般人から縁遠い利用方法は、数多ある利用方法のうちほんの一例です。オープンデータの利用には、「〇〇に利用してください」などといった制限はないですから、行政のできる役割は「オープンデータを公開すること」までということになります。

つまり、テキストにも書きましたが、活用方法や可能性について深く考えこまないようにしましょう。公開した情報が、何に活用されたかよりも、何かに活用してくれたということの方が大切です。

これで、3 ページ目の説明を終わります。

ここまでで、なにかわからないことがある方はいらっしゃいませんか？（質問受け）  
いないようなので、次に進みます。

4 ページ目をご覧ください。

**Q 意味のないデータも公開するの？**です。

公開したデータが、どのように使われるかはさておき、公開可能なデータの中には、本当にこれを公開して意味があるのか？と迷うようなものも多いかと思えます。

しかし、一見意味がないと思われるデータでも、加工したり、他のデータと組み合わせたりすることによって様々な価値を生み出すものになる可能性があります。これも、データの活用方法と同じで、データの価値や意味は、データを出す行政側が判断するものではなく、利用者自身が判断してくれるということです。

情報は公開しなければ、誰にも活用してもらえません。つまり、活用される可能性はゼロです。意味のない情報でも、公開すれば、もしかしたら、何かに使ってもらえる可能性がでてきます。(もしかしたら、意味の無いオープンデータを収集して公開するアプリが作られるかもしれません。)

つまり、

- ①どんなデータでも公開するだけで意味がある。
- ②データの内容や種類が多い方が、より可能性が広がる。
- ③公開可能な情報は、できるだけ多く公開した方がよい。ということになります。

オープンデータがたくさん公開されていけば、その分注目され、多くの人が本市のホームページを見る機会が増えます。そうすれば、本市が公開するオープンデータが有効活用される可能性も高くなると考えられます。

これで、4ページ目の説明を終わります。

ここまでで、なにかわからないことがある方はいらっしゃいませんか？(質問受け)

いないようなので、次に進みます。

5ページ目をご覧ください。

**Q** 具体的には、どんな情報を公開すればいいのか？です。

ここまで説明してきたように、条件さえ満たせばどんな情報でも公開できるとはいつでも、実際に情報を公開するためには、具体的にどんな例があるのかを確認してみないと、イメージがわかないかと思えます。

そこで、公開可能なオープンデータの一例を紹介したいと思います。

内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室より、地方自治体のオープンデータを促進するため、推奨データセットが提案されています。テキストに記載されているように、AED 設置箇所一覧・介護サービス施設一覧・医療機関一覧・文化財一覧・観光施設一覧・イベント一覧・公衆無線 LAN アクセスポイント一覧・公衆トイレ一覧・消防水利施設一覧・指定緊急避難

場所一覧・駅、停留所など一覧・地域、年齢別人口・公共施設一覧・子育て施設一覧・オープンデータ一覧の15種類があります。

このうち、本市でも、AED設置箇所一覧・公衆トイレ一覧・指定緊急避難場所一覧・子育て施設一覧・オープンデータ一覧などについては、オープンデータとして公開済みです。

本市のオープンデータ公開状況については、補足資料の方をご覧ください。平成▲▲年▲▲月▲▲日時点で、▲▲件のデータを公開しています。ここでいう件数は、アップロードしたファイルの数ですので、元となるデータが同じものであっても、別形式のファイルで公開されている場合については、複数件として計上しています。例えば、オープンデータ一覧は、エクセルファイルとCSVファイル、PDFファイルの3種類のデータファイルを公開しているの、公開件数としては、3件として数えています。

近隣の市町村の公開状況についても、補足資料でホームページを紹介しています。ここで公開されているオープンデータも、データ公開のための参考になると思います。

また、本市のホームページに、すでに掲載されているデータの中には、二次利用を許可して公開すれば、すぐにオープンデータになりそうなものもありますから、業務で担当するページを一度見直していただき、公開できそうなデータがあれば提供くださるようお願いいたします。

ほかにも、写真などの画像データは見栄えしますので、積極的に公開していきたいと考えています。画像を公開している自治体のホームページを補足資料に掲載しています。

なお、このテキストと今日の研修シナリオもオープンデータとして公開するつもりです。

これで、5ページ目の説明を終わります。

ここまでで、なにかわからないことがある方はいらっしゃいますか？（質問受け）

では、研修全体をとおして、質問がある方はいらっしゃいますか？（質問受け）

研修は以上で終了です。

ご清聴ありがとうございました。

後日、オープンデータの提供について各所属へ依頼を行う予定ですから、本日の研修を参考に、公開可能な情報の準備をお願いします。

最後に、今後ともオープンデータの円滑な収集、公開業務にご協力くださいますよう、よろしくをお願いします。

どうもありがとうございました。（終了）